

改正

平成10年 5 月 29 日 訓令第 21 号
平成14年 7 月 1 日 訓令第 48 号
平成18年 3 月 31 日 訓令第 16 号
平成20年 3 月 31 日 訓令第 56 号
令和 3 年 3 月 25 日 訓令第 30 号
令和 5 年 3 月 31 日 訓令第 40 号
令和 6 年 3 月 29 日 訓令第 20 号

清瀬市消費生活センター運営委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 清瀬市消費生活センター（以下「センター」という。）の運営に利用者の意見を反映させるため、清瀬市消費生活センター運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) センターが主催する各種事業の企画及び運営に関すること。
- (2) グループ活動室の運営に関すること。
- (3) 前 2 号に規定する以外のセンターの運営に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) センター登録団体関係者
- (2) 公募による市民
- (3) 学識経験者
- (4) 市職員
- (5) その他市長が必要と認めた者

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

4 委員長は、委員会を統括し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会は、委員長が召集する。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。ただし、第 3 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定するものから委嘱された委員については、2 期を限度とする。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、地域振興部市民協働課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 9 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成10年 5 月 29 日 訓令第 21 号）

この訓令は、平成10年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成14年 7 月 1 日 訓令第 48 号）

この訓令は、平成14年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 3 月 31 日 訓令第 16 号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の改正後において平成20年3月31日までに委嘱又は任命された委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則 (平成20年3月31日訓令第56号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月25日訓令第30号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日訓令第40号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日訓令第20号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。